

# 全仏

ZENBUTSU



# 482

仏暦2545年10月 (2002年)  
財団法人 全日本仏教会  
JAPAN BUDDHIST FEDERATION



明照会館会議室で行なわれた国際委員会 (関連記事2頁)

全日本仏教会教化セミナー(2頁参照)  
「公益法人見直しの中で  
いま、お寺の在り方を考える」  
10月3日 午後2:00~  
本願寺築地別院講堂

第22回 WFB 世界仏教徒会議  
マレーシア大会記念ツアー  
参加者募集(関連記事6、7頁)

## 国際委員会

九月三日午後一時三十分より、明照会館会議室において、第一回国際委員会が開催された。森和久理事長の挨拶の後、新たに国際委員に選任された宮浦一郎師（真宗大谷派）へ委嘱状が伝達され、松濤弘道委員長が座長となり、協議・報告が行われた。

### 協議事項

#### 一、第二十二回WFB（世界仏教徒連盟）仏教徒会議マレーシア大会について

六月に行われた執行委員会の報告を渡邊宗徹国際文化部長が行った。大会テーマは、「智慧と慈悲」、会議参加者については、正副委員長と事務局で、調整を行うこととなった。これに併せて、大会参加を含むツアーが企画されていることが報告された。

#### 二、バチカンとの交流・協力について

①バチカン諸宗教協力会議に出席した松濤委員長より報告があった。（全仏誌「四八一」号掲載）

②医療司牧評議会国際大会講師派遣について

テーマは、「宗教の観点から、医療への取り組み」、世界の各宗教からの講師が参画し、十一月にローマ教皇庁にて開催

される。仏教界として本会は、講師に田中雅博真言宗豊山派西明寺住職・普門院診療所院長を推薦した。

③第三回仏教徒・キリスト教徒対話について

テーマは、「仏教におけるサンガ、キリスト教におけるコミュニティ」、約二十名が参加して、九月末に東京で開催される。本会からは、一島正真副委員長が出席予定。

④今後の仏教界主導の運動喚起について

ローマ教皇庁主導の運動に協力するだけでなく、日本仏教界主導の運動の必要性が討議され、仏教者・宗教者が取り組むべきテーマとして、環境問題などさまざまな議題について、意見交換が行われた。

#### 三、英文による日本仏教紹介本について

日本仏教を総括して説明した本がないため、二十四年前に本会が刊行した「Understanding Japanese Buddhism」を改訂することになり、今後内容を検討することになった。

#### 四、その他

①国際委員会の今後の活動について

今後益々重要となる宗教対話や国際間の連係に継続して対応出来る体制が必要であり、委員の拡充とサポート体制について、今後検討していくこととなった。

### 報告事項

引き続き以下の報告が行われ、一部対応についても検討された。

①スリランカ四法王共同記者会見の報告と現況について

②マヤ堂修復事業の現況について

③国際仏教興隆協会護持委員拡充依頼について

④仏教NGOネットワーク協力について

⑤ハワイ国際仏教協会初転法輪祭について

⑥バンダラデシユでの仏教僧侶迫害問題について

## 全日本仏教会

### 教化セミナーのご案内

テーマ マ 公益法人見直しの中で

いま、お寺の在り方を考える  
…現代の寺院と僧侶は何をすべきか…

日 時 十月三日（木）午後二時～四時半  
場 所 本願寺築地別院「講堂」  
東京都中央区築地三十一番一

営団地下鉄日比谷線築地下車

対象 加盟団体関係者（入場無料）

問い合わせ・申込

全日本仏教会事務総局社会部

電話 〇三（三四三七） 九二七五

FAX 〇三（三四三七） 三二六〇

## 第三十七回戦争犠牲者慰霊 並びに平和祈願式典

八月十四日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑で、第三十七回戦争犠牲者慰霊並びに平和祈願式典が、新日本宗教団体連合会・新日本宗教青年会主催で開催された。本会から櫻井英幸総務部長が出席した。

式典は、午後六時より行われ、主催者を代表し深田充啓新宗連理事長が挨拶をした。挨拶のなかで、福田官房長官の「追悼・平和祈念のための記念施設の在り方を考える懇談会」が、新たな追悼施設の設定、建設を議論していることにつれ、今こそ、誰もがわだかまりなく追悼供養することの出来る、この千鳥ヶ淵墓苑をより荘厳なものにしていくことが、求められているのではないかと述べられた。

続いて、献灯、折り鶴の奉納、各教団による礼拝が行われ、「平和メッセージ」が発表された。

次に、参列者全員で黙祷による平和の祈りを捧げ、来賓の参拝が行なわれた。

本会では、信教の自由に関する委員会、仏教者としての戦没者追悼に関して、継続的に議論が続いている。

## 宗教法人実務研修会

九月四日、愛知県中小企業センターで宗教法人実務研修会が、文化庁主催で開催された。本会から日宗連幹事として櫻井英幸総務部長が出席した。

約四百人の宗教法人実務担当者が参加し、文化庁宗務課、名古屋国税局、名古屋法務局の各担当者より、宗教法人の管理運営・登記・税務について、説明された。

宗教法人をめぐるさまざまな諸問題が起きている昨今、政府では、公益法人の見直しも検討されている。こうした状況下、各宗教法人の管理・責任者に、厳正かつ適切な対処が求められていることが、今研修会で強調された。

## 無料法律相談室

長谷川正浩弁護士による、無料法律相談室を毎月第二・第四木曜日に開催しております。

相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等ご自由です。相談をご希望される方は、本会事務総局（〇三―三三四三七―九二七五）へ、事前予約の上おいで下さい。

## 全日本仏教会

### 同和研修会ご案内

日 時 十一月八日(金)

午後一時～四時まで

会場 真宗大谷派真宗本廟視聴覚ホール

京都市下京区烏丸通七条上る常

葉七五四

京都駅烏丸口より徒歩十分

内容 一、講演「日本文化の源流をさぐる」

～日本民族はどこから来たか～

講師 沖浦 和光氏

(桃山大学 文学部名誉教授)

二、ビデオ「寝た子を起すな

～その差別を答う～

解説 深澤 信善師

(同和委員会副委員長)

参加料 千円

申込み・問い合わせ

全日本仏教会事務総局同和推進部

電話 〇三(三四三七)九二七五

FAX 〇三(三四三七)三二六〇

## 法律相談室

## 借地権割合をあらかじめ

## 決めておくことはできるか

本会顧問弁護士 長谷川 正浩

(問) 檀家の一人が、寺の境内地の端にある土地を貸してほしいと云ってきまして。ところが、「お金に困っているので権利金は、通常の二割位しか払えない。しかし、将来返還するときも、その時の借地権価格の二割を返還してもらえればよいから…」と云っています。私としては、困っておられるので貸してあげたいと思っておりますが、どういったことに気を付ければよいでしょうか。

(答) 権利金というのは、建物所有の目的で土地を賃貸したり、地上権を設定したりするときに、借地人から地主に支払われる金銭で、借地権設定の対価です。いわば、借地権の売買代金といってもよいでしょう。この権利金は、本来地代の前払的な性格をもっていたのですが、これが現在では、借地権設定の対価にその性質が変化しました。借地借家法によって、長い間借地人の利益が守られてきましたから、この借地人の利益が借地権の経済的価値に反映して、借地権は更地価格の六割から七割位の価格で取引されるようになってきました。この更地価格の六割から七割に及ぶ借地権価格を借地

人が取得するのですから、新たに借地権を設定する場合には、地主がその借地権価格に相当する金銭を受領することが経済的合理性に沿うものであるとされてきたのです。この借地権価格に相当する金銭が、権利金というものです。依って、これは地代の前払いとは異なります。

ところで、借地権価格は、権利金の授受がない場合でも発生します。戦後の住宅難で、権利金を一銭ももらっていないのに、借地人から貸地を返してもらおうときには、今までもらった地代の総額の何倍もの立退料を支払わねばならないといわれ、憤慨している地主がおられます。お気持ちはおもなことでありますが、借地借家法は地主の犠牲において借地人を保護してきたという歴史がありますから、権利金の有無に拘らず借地権価格は発生してしまいます。そして、その借地権価格は、借地人と地主の意思にかかわらず客観的に決まってきました。ちょうど更地価格が地主の意思と無関係に決まるのと同じです。(もつとも需要と供給の関係で決まるという意味で売主としての地主の意思が反映することはあります)。

そこで、「質問の趣旨に戻ります。」権利金が通常の二割位しか払えない」ということの意味を考えてみましょう。通常、借地権価格は更地価格の六割から七割です。今、六割と仮定しますと権利金は更地価格の六割に相当する金額ということになります。坪五〇万円の土地ですと坪三〇万円の権利金が通常ということになります。ところが檀家さんはこの二割しか払えない。即ち坪六万円しか払えないということのようです。しかし、坪六万円の安い権利金にまけてあげたとしても、借地人の借地権価格は坪三〇万円となってしまうということです。

ところで、檀家さんは、地主であるお寺へ土地を返えすときは借地権価格の二割をもらえばよいと、おっしゃっているようです。物価の変動がなければ、借地権が坪三〇万円であっても権利金と同じ坪六万円返してもらえばよいということですが、問題は右の約束をはっきりさせておくために契約書の中に「本件土地の借地権価格は、当該土地が問題となる時点における客観的な借地権価格の二割とする」という規定を設けた場合、この規定が法律上有効かどうかということになります。

借地借家法は、一定の場合「借地権者に不利な特約は無効とする」旨の規定を置いています(同法一六条、二二条)。右の一定の場合とは、①借地権の対抗力等②建物買取請求権③借地条件の変更及び増改築の許可④契約更新後の建物の再築の許可⑤譲渡・転賃の許可、です。

右のうち②の建物の買取価格を決めるときには、借地権価格も考慮されることになっていきますし、⑤の譲渡転賃の許可を借地人が請求してきたときは、地主の先買権が認められていますから(同法一九条三項、全仏誌第四七八号七頁参照)これらの価格が客観的な価格の二割とする規定は、借地人に不利なものとして無効となってしまいます。

また、貸地を返してもらったときに借地人は、借地権価格相当額を主張せず、その二割でよいという規定は、右の強行法規違反になるわけではありませんが、二〇年・三〇年先を見込んでこのような特約をすることは、合理性が疑われます。借地権価格は、個々の借地関係に対応して慣行的に発生するもので、今後も変動が予想されるからです。従ってこのような規定が二〇年・三〇年後に有効と判断される保証はありません。

従いまして借地権価格の二割の権利金しかもらわれないということは、あとの八割を放棄するのだという前提を承知のうえで、貸す必要があります。この場合、免除した八割について収入とされるおそれがあります。そうでなくても地代を固定資産税と都市計画税の三倍以上に設定したときは、権利金にも法人税が課税されます。更地価格の五割以上の権利金ならば、固定資産税と都市計画税の三倍を越える地代をもらっていても法人税はかかりません。

以上のことをご承知のうえで、お寺としての態度を決められるとよいでしょう。



ペナン島 寝釈迦仏

# 第22回 WFB世界仏教徒会議 マレーシア大会記念ツアー 参加者募集



ペナン島 寝釈迦仏寺院

第二十二回WFB世界仏教徒会議が、本年十二月九日より、マレーシアのクアラルンプールで開催されます。WFB（世界仏教徒連盟）とは、世界各国百四十地域センターが加盟し世界の仏教徒との交流親善をはかり、世界平和に貢献することを目的としております。本会では、この大会の記念ツアーに参加される方を募集いたします。参加者は、大谷光真会長と共に、世界各国代表団が一同に集う開会セレモニーに参加を予定しております。また、クアラルンプールでは、日本人墓地にて追悼法會を営み、ペナン島にて仏教寺院

参拝を計画しております。

つきましては、左記の要領にて実施いたしますので、皆様お誘い合わせの上ご参加くださいますようお願い申し上げます。

### 記

主催 財団法人 全日本仏教会

旅行日時 十二月八日(日)～十三日(金)

五泊六日 成田発

場所 マレーシア

クアラルンプール・ペナン島

参加費用 一六八、〇〇〇円

マレーシア航空利用

定員 五十名 最少催行人数三十名

締め切り 十一月七日(木)

利用旅行社 (株)JTB団体旅行 東京中央支店

お申し込み・お問い合わせ

財団法人 全日本仏教会

担当 小島・江口

〒一〇五―〇〇二一

東京都港区芝公園四一七―四 明照会館内

電話 〇三(三三四三七)九二七五

FAX 〇三(三三四三七)三三六〇

尚、日程等・詳細につきましては、全日本

仏教会 小島・江口までお問い合わせ下さい。

詳しい資料・申込み用紙をご送付させていただきます。

ます。

ペナン島ご利用ホテル  
 ゴールデン・サンズからの眺望



※参加費用に含まれているものは、航空運賃・宿泊費（二人部屋）、食事代が含まれております。なお、旅券申請に関する費用、ご自宅から成田空港までの交通費は含まれておりません。

また、一人部屋ご利用（四三、〇〇〇円）、ビジネスクラスご利用（九三、〇〇〇円）は、別途お受け致します。

※参加者の皆様には、公式代表団として、本会より「委嘱状」を交付致します。

第22回WFB世界仏教徒会議マレーシア大会6日間の旅

日次	月日(曜)	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食 事
1	12月8日(日)	東京(成田)発 クアラルンプール着	11:30 13:30 20:05	MH71便 専用バス	成田空港内: 結団式 着後: ホテルへ ＜セラングール泊＞	昼: 機内 夕: ○
2	12月9日(月)	セラングール	午 後	専用バス	昼食: 懇親昼食会 日本人墓地で追悼法會 ＜セラングール泊＞	朝: ○ 昼: ○ 夕: ○
3	12月10日(火)	セラングール  クアラルンプール発 ペ ナ ン 着	午 前  15:00 15:45	専用バス MH1146便 専用バス	第22回WFB世界仏教徒会議開会式 参加予定 (シャーアラム、グランドブルーウェーブホテル) ホテルより空港へ 着後: ホテルへ ＜ペナン泊＞	朝: ○  昼: ○ 夕: ○
4	12月11日(水)	ペ ナ ン	終 日	専用バス	ペナン市内寺院参拝と観光 (寢釈迦仏寺院、コーンウォリス要塞、時計台、等) ＜ペナン泊＞	朝: ○ 昼: ○ 夕: ○
5	12月12日(木)	ペ ナ ン 発 クアラルンプール着	朝 10:45 11:35	専用バス MH1143便 専用バス	着後: クアラルンプール市内観光 (王宮、旧連邦事務局ビル等) 夕食: さよならパーティー ＜クアラルンプール泊＞	朝: ○ 昼: ○ 夕: ○
6	12月13日(金)	クアラルンプール発 東京(成田)着	午 前 11:00 18:35	専用バス MH70便	ホテルより空港へ 通関後、自由解散	朝: ○ 昼: 機内

ご注意: 発着時間、交通機関等は変更になることがございます。行程表上の航空機便名は全て予定です。  
 MH: マレーシア航空

# 『事務局録事』

八月(十一～三十一日)

- 十四日 戦争犠牲者慰霊並びに平和祈念式典参列
- 十五日 全国戦没者追悼式参列
- 二十一～二十三日 第三十三回部落解放・人権夏期講座出席

- 二十二日 法律相談室
- 二十七日 局内会議

九月(一～十日)

- 一日 東京都秋期慰霊法要参列
- 三日 国際委員会  
日宗連幹事・理事会出席
- 三・四日 同宗連研修会出席
- 四日 宗教法実務研修会出席
- 九日 局内会議
- 十日 日本宗教ネットワーク準備会出席

## 人事

### 就任

- 評議員 砂原圓讓(天台真盛宗)
- 財政検討委員会 菅野斌允(曹洞宗)
- 石田真住(浄土真宗本願寺派)
- 館 寿人(真宗大谷派)
- 袖山榮真(浄土宗)
- 中條令紹(日蓮宗)
- 服部融宣(高野山真言宗)

### 退任

- 評議員 別所法山(天台真盛宗)
- 瀬古眞隆(臨濟宗妙心寺派)
- 工藤秀和(天台宗)
- 芙蓉良英(真言宗智山派)
- 菅野秀浩(真言宗豊山派)
- 垣内善勝(東京都仏教連合会)
- 大谷義博(真宗仏光寺派)
- 仲田順和(真言宗醍醐派)
- 横山敏明(神奈川県仏教会)
- 井桁雄弘(大阪府仏教会)
- 佐藤功岳(東京フェイスクラブ)

## 部落解放・人権研究所のご案内

(社)部落解放・人権研究所では、職場や地域での人権研修や学習活動を推進するために、啓発・学習相談を行っています。また、人権専門図書館として約八万点を所蔵する図書資料室「りぶら」があり、貸し出しや閲覧ができます。部落問題に関するあらゆる分野の図書・資料を基本に国内外の基本的な人権に関する資料を集めた部落問題・人権関係図書・資料の専門図書館です。部落問題の解決、人権が守られた社会を実現するためのさまざまな資料を収集しています。

図書・資料・雑誌は、自宅や職場からインターネットで検索することができます。

【お問い合わせ】

(社)部落解放・人権研究所啓発・学習相談

大阪市浪速区久保吉一16-11-2

大阪人権センター内

TEL 06(6568)1308

FAX 06(6568)0714

Eメール Keihatsu@bhri.org

図書資料室「らぶら」

TEL 06(6568)1425

FAX 06(6568)0714

HP http://www.ribura.jp

\* 月曜から金曜、午前10時～午後5時まで。

本会機関誌「全仏」四八一号  
記事訂正のお詫び

本号(四八一号)表紙左下枠内、教化セミナー案内の記事中に、会場の本願寺築地別院様が誤って記載されておりました。謹んで訂正させて頂き、と共に関係各位に心よりお詫び申し上げます。

誤 本願築地別院  
正 本願寺築地別院